

まちづくりへの  
「想い」を「かたち」に

# 協働事業 提案制度

(募集期間) R07.8.1 (金) ~ 9.30 (火)

市民や団体等の皆さまと、

一緒にまちを良くするための協働事業を募集します。

提出先:石狩市役所 環境市民部 広聴・市民生活課

☎0133-72-3191

## 1. 提案内容

### ○ フリーテーマ型

市内の団体などから分野を問わずご提案いただき、市と協働で実施する事業

※ ただし、下記に当てはまるものは除外します。

- ・既に提案者が実施しており、市との協働による新たな効果が見込めないもの
- ・主に市外で実施されるもの
- ・宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- ・特定の公職もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

## 2. 提案者の要件 次のすべてを満たしている団体・企業

- ① 石狩市内に事務所又は活動場所を有する団体・企業
  - ・石狩市外に事務所があっても、石狩市内で活動する団体は応募できます。
  - ・法人格の有無は問いません。町内会やボランティアグループなども応募できます。
- ② 組織の運営に関する規則等を備え、又はその見込みがあると認められること
- ③ 市と協働して事業を遂行できると認められること
- ④ 予算・決算を的確に行い、又はその見込みがあると認められること  
(公費の支出が伴わない協働手法の場合は除く。)

## 3. 協働の手法 実施については、次のいずれか又はその組み合わせを原則とします。

- ① 事業協力 提案者が主体的に行う事業に、市が講師派遣・会場提供・広告宣伝などの側面的な協力をを行うもの
- ② 共催 提案者と市がともに事業主体となり、企画から実施まで役割と責任を分担して行うもの  
(提案者と市役所が実行委員会を作る場合も含む。)
- ③ 補助 提案者が主体的に行う事業に、市が財政的に支援(原材料支給などの支援も含む。)するもの
- ④ 委託 市が実施責任を持つ事業に、コスト・効率・効果などを高めるため、その一部の実施を提案団体に委ねるもの

#### 4. 提出書類

- ・提出書類 ① 協働事業提案書(様式第1号)
- ② 協働事業収支計画書(公費負担を求めるものに限る。)
- ③ 添付書類(様式任意)
  - ・団体の定款、規約、会則等、活動内容、決算状況がわかる書類
  - ※新設団体については、その団体の概要・活動方針などがわかるもの  
(このほか、協議の過程において必要な書類を提出していただく場合があります。)
- ・提出部数 1部(提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。)
- ・提出先 <郵送、Eメール又は持参>
  - 石狩市環境市民部広聴・市民生活課
  - 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目 30 番地2
  - TEL(0133)72-3191 FAX(0133)72-3199
  - E-mail [seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp](mailto:seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp)
  - ※様式は、市ホームページからもダウンロードできます
  - URL <https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/seikatsu/12664.html>

#### 5. 審査基準 次の基準により実施の可否を検討します。

- ① 公共公益性(市民や地域に幅広く貢献する。)
- ② 事業必要性(地域課題や市民ニーズを反映している。)
- ③ 事業効果性(協働で実施することにより事業効果が高まる。)
- ④ 実効性(役割分担が明確で提案団体の実施が可能である。)
- ⑤ 協働波及性(他の市民や地域への広がりが期待できる。)

#### 6. 事業募集後のながれ

- ① 審査(11月頃)
  - 市役所において実施の可否を検討し、実施事業を内定します。
- ② 事業実施
  - 実施が決定した事業は、翌年度に実施します。
  - ただし、今年度中に実施できる事業については、速やかに実施するものとします。